

# 社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会・評議員及び役員等の費用弁償並びに報酬等に関する規程

平成29年3月7日 制 定

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会の定款第7条に基づく評議員選任・解任委員の費用弁償、定款第10条に基づく評議員の費用弁償、第25条に基づく役員の費用弁償及び報酬等、第34条に基づく部会委員及び委員会委員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

## (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条における理事及び監事をいい、役員等とは、役員と部会委員及び委員会委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の会長及び常務理事の職にある者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 部会委員及び委員会委員とは、定款第34条に基づき置かれる者をいう。

## (費用弁償)

第3条 評議員、部会委員及び委員会委員が、その職務のため、評議員会並びに部会及び委員会等に出席したときは、別に定める役員等の旅費支給規程に基づき、費用を弁償する。

## (報酬等の支給)

第4条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員の報酬等は会長については報酬及び通勤手当とし、常務理事については給料、通勤手当、管理職手当、及び期末勤勉手当とする。ただし、常勤役員が本会より別途報酬等を支給されるときは、この限りではない。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、別に定める役員等の旅費支給規程に基づき、費用を弁償する。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 会長の報酬については、月額15万円とし、通勤手当は月額2,000円とする。新たに就任した日の属する月から支給し、退任したときはその日の属する月の報酬を支給する。この場合の報酬額は、就任及び退任した日の属する月の日数を分母とした日額計算した額とする。
- (2) 常務理事の給料及び手当については、職員給与規程を準用し、予算の範囲内において会長が定める。

(常勤役員の執務)

第6条 常勤役員は、通常、法人事務局において執務にあたる。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬の支給日と給料及び手当については、職員給与規程を準用する。

(公 表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成29年12月1日から施行する。

この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。